

委託業務仕様書

1 業務名

令和3年度島根県人権問題県民意識調査業務

2 目的

人権施策推進のための基礎資料とするため、人権問題に関する県民意識調査を行う。

3 調査項目

(1) 人権全般	9問
(2) 各課テーマ照会分	14問
(3) 同和問題	6問
(4) その他	4問
(5) 回答者の属性	4問
計	37問程度

4 調査対象

- (1) 母集団 島根県内の市町村に居住する満18歳以上の男女
- (2) 標本数 3,000人
- (3) 抽出法 選挙人名簿からの層化無作為抽出法

5 標本抽出方法

(1) 層化（地区・市郡区分）

県内の市または郡を単位に次の7地区に分類する

松江地区：松江市、安来市

雲南地区：雲南市、仁多郡、飯石郡

出雲地区：出雲市、大田市

邑智地区：邑智郡

浜田地区：浜田市、江津市

益田地区：益田市、鹿足郡

隠岐地区：隠岐郡

*ここでいう市郡とは、令和3年4月1日現在の市郡とする

(2) 標本数の配分

各地区別・各市郡別の層における指定母集団数（令和2年10月1日現在の18歳以上推計人口数）の大きさにより3,000の標本数を比例配分する。

(3) 抽出

- ① 抽出に関する各層内における市町村の配置順序は、総務省設定の市町村コードに従う。
- ② 各地区における対象者の抽出は、選挙人名簿により、抽出の基点から等間隔抽出法により抽出する。
- ③ 各市町村につき10ずつ予備標本を抽出すること。

6 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

7 調査方法

郵送法（郵送配布－郵送回収）

8 業務内容

(1) 調査票の作成・印刷

- ① 調査票・調査要領等の作成・印刷
当課から調査項目の原稿を提示するので、それをもとに調査票及び調査要領等の作成・印刷を行う。（3,050部）
- ② 調査票送付用封筒の作成・印刷（3,050部）
- ③ 調査票返信用封筒の作成・印刷
返信用封筒は、料金受取人払郵便による。なお、料金受取人払承認請求書の提出及び承認書の受理は当課が行うが、印刷見本の確認（印刷開始前に、実物の用紙による試し刷りで、バーコードの読み取りを受けること。）及び印刷済みの見本の提出は、受託者が行う。
印刷部数は、3,050部（うち50部は予備）

(2) 調査の実施

- ① 層化無作為抽出法による調査対象者の抽出
- ② 調査票等の発送
- ③ 督促ハガキの送付（調査対象者全員3,000人に郵送）
- ④ 調査票の回収（回答者→県→受託者）
※調査票の返送先は当課とし、当課事務室まで定期的に回収に来るものとする。なお、料金受取人払郵便に係る費用は県が支払うため、委託費に含まない。

(3) 集計・分析

- ① 単純集計、クロス集計（実数及び％）
- ② 統計的解析手法を用いたデータ処理等
- ③ 経年比較

(4) 報告書の作成・印刷

- ① 報告書データの作成 (Excel データで提出、A4 横書き、約 150 ページ)
- ② 報告書の印刷 (500 部)

(5) 概要版の作成

- ① 原稿データ (Word) 及び PDF ファイル (ホームページ掲載用) 及び同データを紙媒体に印刷したもの 1 部

(6) 成果品納入期限 (納品場所: 島根県人権啓発推進センター)

- ・データについては、2 月中の別途指示する日
- ・報告書については、3 月中の別途指示する日

9 スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 調査 (調査対象抽出者も含む) | ～令和 3 年 1 1 月 |
| (2) 集計完了 | 令和 3 年 1 2 月 |
| (3) 報告書・概要版内容確定 | 令和 4 年 2 月 |
| (4) 報告書納品 | 令和 4 年 3 月 |

10 業務計画書、責任者の選任

- (1) 受託者は、委託業務の着手に先立ち、発注者及び関係先と十分協議の上、速やかに業務計画書を作成し、発注者の承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、業務責任者を設置し、契約締結後速やかに、その氏名その他必要な事項を書面により発注者に通知し、発注者の承認を受けなければならない。変更の際も同様とする。

11 その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、委託者と毎月 1 回以上打ち合わせを行い、密接な連絡を取りながら業務を遂行するものとし、疑義を生じた場合はすみやかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (2) 成果品は、すべて委託者の所属に帰属するものとし、委託者の承認を得ずして他に公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (3) 本業務の実施に際し第三者に与えた損害は、すべて受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者は、この調査によって知り得た事項を第三者に漏えいしてはならない。
- (5) この業務仕様書に定めるものであっても、特別な事情が生じた場合、双方協議のうえ、この業務仕様書を変更することができる。